

軽井沢にふさわしい?



点に着目するならば、自動販売機は店舗と捉えることもできる。県条例の壁面看板の基準だと、垂直投影面積の5分の1以下が適用される」と投げかけた。

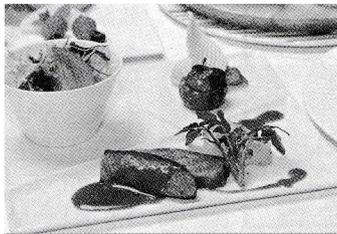
委員の総意として「看板の色、面積に一定の基準を設けるなど規制が必要」とまとめ、町は「伺った意見を参考に検討し、事業者に回答したい」と話した。

ては、5月から11月の間で計18回、現地パトロールを実施。昨年度から今年10月末までに、52事業所（のぼり旗150本）に指導し、39事業所（同114本）で撤去を確認したと報告した。

自動販売機の側面にラッピング広告をして店のPRをしたいと、事業者から町に相談があったが、長野県の屋外広告物条例や軽井沢町の自然保護対策要綱に明確な基準がないことから、相手方に回答を保留していた。町は「物品販売という

1日限定5組、冬期だけの 地元優待フェア、愛犬も

2016年夏、追分にオープンしたホテル「レジナーリゾート軽



料理イメージ

井沢御影用水」は冬の間、地元に住居、勤務している人、別荘オーナー向けに、通常よりリーズナブルに食事、宿泊ができるフェアを始めた。普段は宿泊客以外のレストラン利用はできないが、地元からの要望に応え冬の間だけ外来も受け付ける。愛犬用メニューもある。期間は12月5日から2017年2月末まで（クリスマス・年末年始を除く）。**K**

一人13000円（1泊2食付き）で夕食のみ利用は10000円。1日限定5組。東信地区に住居または勤務している人が一人いれば利用可能。前日19:00までに要予約。
軽井沢町追分49-2 / TEL0267-41-0411

第一種低層住居専用地域での

太陽光発電施設の設置を禁止

11月21日、軽井沢町役場で開かれた軽井沢町自然保護審議会において、太陽光発電施設は別荘保養地（第一種低層住居専用地域）での設置ができないことが決まった。これまでは第一種低層住居専用地域であっても、「特定道路から望見できない場所を除く」という一文があった。場所によっては設置が可能となるため、軽井沢別荘団体連合会等からは「この一文をはずしてほしい」という要望があがっていた。

自然保護審議会事務局はこの一文を除く理由として「軽井沢町は再生可能エネルギー利用を推進しているが、別荘が多い第一種低層住居専用地域では望見できない場所であっても、施設を設置することにより周辺の環境に及ぼす影

響が大きくなる恐れがあり、別荘文化を含め、周辺環境の保全を優先する必要がある」としている。自然保護審議会では妥当と判断、全員一致で可決した。

別荘団体連合会事務局の奥山政明さんは、「軽井沢の別荘地の多くが特定道路からは見えない場所なので、この一文があることでほとんどの別荘地に設置できるようになっていた。2015年に町へその旨伝えていたので、今回認められてよかった」と嬉しそうに話した。



軽井沢の太陽光発電施設。

事業 第9回・軽井沢『緑の景観賞』が決定



●中軽井沢 大浦邸

・設計者 大浦洋介
・昭和62年建築

【講評】

低い石積み、手入れされた庭、時の重さなど軽井沢の自然を理解して大切に守っている様子が感じられる。建物に自然材の利用を望む意見があった一方で、樹木保存の工夫や苔の具合といった庭の管理に尽力されていること、自然環境を大切にしていることに評価が集まった。



●旧軽井沢 SAWAMURA

（レストラン・食品販売）
・設計者 田辺雄之（田辺雄之一級建築士事務所）
・平成27年建築

【講評】

旧軽井沢の商業地域において、川沿いの樹木など元からある自然を残そうとする姿勢がうかがえ商業施設に上手に利用している。建物は大きいものの、分割化された形態、自然材の積極的な使用、屋外階段による回遊性の良さを工夫している点に評価が集まった。